

愛玩動物飼養管理士認定試験の実施における 新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

2022（令和4）年2月7日
公益社団法人日本愛玩動物協会

1. はじめに

本ガイドラインは、愛玩動物飼養管理士認定試験の実施に当たって、新型コロナウイルス感染拡大防止のために取り組むべき具体的な事項を、「民間検定試験等の実施における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン※」を参考にとりまとめたものです。

なお、本ガイドラインは現段階で得られている知見に基づき作成しており、今後も知見の集積及び地域の感染状況等を踏まえ、必要に応じて適宜改訂を行います。

2. 感染防止のための基本的な考え方

本協会は試験会場において、受験者や試験運営に係る者（以下、「試験運営関係者」という。）、施設職員等への新型コロナウイルスの感染防止対策に係る体制を整備し、それに応じた感染リスクの評価を行い、対策を講じます。

特に「3つの密」①密閉空間（換気の悪い密閉空間）、②密集場所（多くの人が密集している場所）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる場面）では感染を拡大させるリスクが高いと考えられ、これを避けることなど、受験者や運営スタッフ、施設職員等への感染を低減するよう徹底します。

3. リスク評価

本協会は、新型コロナウイルスの主な感染経路である①飛沫感染、②接触感染のそれぞれについて、受験者や試験運営関係者の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策について検討する。また、その対策については、受験者や試験運営関係者に事前に周知徹底します。

（1）飛沫感染のリスク対策

会場における換気の状況を考慮しつつ、人ととの距離がどの程度維持できるか、施設内で会話をする場面がどこにあるかなどを評価する。

（2）接触感染のリスク対策

他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定する。高頻度接触部位（机、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、キーボード、PCのマウス、タブレット、タッチパネル、蛇口、手すり、エレベーターのボタンなど）には特に注意する。

（3）地域における感染状況のリスク対策

試験実施地域で感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討する。感染拡大

リスクが残る場合には、対応を強化することや試験を中止する場合がある。

4. 試験会場での取組み

- (1) 会場内では受験者同士が接近せず、十分な間隔が保たれるよう誘導、注意喚起を行う。また、試験開始や終了、休憩などの入室や退室については、時間の間隔をあけるなどして、受験者が密集しないように配慮する。
- (2) 会場内へのアルコール等消毒剤の設置等、手指の衛生を保つことができる環境を整備する。
- (3) 「新しい生活様式」では、人との間隔はできる限り 2 メートル（最低 1 メートル）空けることが推奨されていることを踏まえ、配席の工夫（最低 1 メートルを目安）や会場ごとの受験者数の制限（収容定員の半分程度以下）などにより、可能な限り受験者相互の身体的距離を確保する。
- (4) 入口の開放、窓の定期的開放（窓のある部屋においては気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに 30 分に 1 回以上、1 回に 5 分以上窓を全開にするなど、2 方向の窓を同時に開けて行う）、換気扇作動の適切な使用等により、換気を確保する。
- (5) ドアノブ、机、椅子などの定期的消毒を徹底する。同一教室で別の試験を実施するなど、異なる受験者がその教室を使用する場合は、時間間隔を問わず、新たな受験者の受入れ開始前に消毒を行う。
- (6) 試験実施中に発熱等の発症者が出了した場合に、発症者を速やかに別室に隔離して受験を中止して帰宅させ、部屋の換気を行うなど、対応を定めておく。

5. 試験運営関係者への取組み

- (1) 試験当日の検温及び体調確認
- (2) 試験日前 2 週間における以下の事項の確認
 - ア. 37.5°C 以上または平熱を 1°C 以上超える発熱
 - イ. 咳、のどの痛みなどの風邪の症状
 - ウ. だるさ（倦怠感）、息苦しさ
 - エ. 嗅覚や味覚の異常
 - オ. 身体が重く感じる、疲れやすい等
 - カ. 新型コロナウイルス感染症陽性と診断された者との濃厚接触の有無
 - キ. 同居家族や身近な知人等の感染が疑われる者の有無
 - ク. 政府が定める待機期間内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とする国、地域等への渡航又は当該国等の在住者との濃厚接触の有無
- (3) 試験会場におけるこまめな手洗い、アルコール等による手指消毒の実施
- (4) 会場でのマスクの着用
- (5) 試験問題、解答用紙の配布・回収時には使い捨て手袋の使用

(6) 控室等で昼食をとる場合は、ドアノブ・机・椅子などを使用前後に消毒して換気を行い、食事の前後の手洗いを徹底するとともに、座席の間隔はできる限り 2 メートル（最低 1 メートル）空け、食事中の飛沫感染を防止するために、机を向かい合わせにしない、会話を控えるなどの注意をする。

6. 受験者へのお願い

(1) 受験に当たっての依頼事項

ア. 「新しい生活様式」の実践例（※別紙参照：厚生労働省ホームページより）を参考とした感染予防

イ. 以下のいずれかに該当する場合の来場見合わせ

①試験当日に 37.5°C 以上または平熱を 1°C 以上超える発熱、咳・のどの痛みなどの風邪の症状、だるさ（倦怠感）、息苦しさ、嗅覚や味覚の異常、身体が重く感じる、疲れやすい等のいずれかの症状がある場合

②政府が定める待機期間内に新型コロナウイルス感染症陽性と診断された者との濃厚接触がある場合や同居家族や身近な知人等の中に感染が疑われる者がいる場合

③政府が定める待機期間内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とする国、地域等への渡航又は当該国等の在住者との濃厚接觸がある場合

(2) 会場における依頼事項

ア. 手指消毒やこまめな手洗い

イ. 会場内でのマスク着用（マスクを着用されていない場合、受験いただけません。）

ウ. 入・退室時の密集回避

エ. 受験者同士の会話の自粛

オ. 休憩・食事スペースでの密集回避

カ. ゴミの持ち帰り

キ. 試験教室内の窓やドアの開放、換気扇使用などにより換気を行うことに伴い、外部騒音や換気扇の稼働音などの影響があることの承諾

ク. 受験者に感染が疑われる者が出了した場合等に保健所等の公的機関へ個人情報が提供される場合があることの承諾

ケ. その他試験会場での感染拡大防止措置への協力

【参考文献】

※「民間検定試験等の実施における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」

（2021年12月7日）改訂版

<https://www.zenken.or.jp/wp/wp-content/uploads/2021/12/29e64fc2abc0393b08aab13ab60ba2f.pdf>